

○山形県少年警察活動要綱

平成20年2月28日

本部訓令第6号

改正 平成20年12月24日本部訓令第23号
平成22年7月30日本部訓令第16号
平成25年4月4日本部訓令第9号
平成26年6月3日本部訓令第14号
平成27年7月30日本部訓令第18号
平成27年10月14日本部訓令第20号
平成28年10月19日本部訓令第19号
平成29年4月3日本部訓令第6号
平成29年12月19日本部訓令第15号
平成29年12月26日本部訓令第16号
令和元年6月28日本部訓令第9号
令和2年4月1日本部訓令第6号
令和2年6月23日本部訓令第8号
令和4年7月4日本部訓令第14号

注 平成25年4月から改正経過を注記した。

山形県少年警察活動要綱（平成15年2月本部訓令第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第6条）

第2節 幹部の職務（第7条—第11条）

第3節 早期発見及び報告（第12条）

第2章 一般的活動

第1節 街頭活動（第13条・第14条）

第2節 少年相談（第15条・第16条）

第3節 継続補導（第17条—第19条）

第4節 少年の社会参加活動等（第20条）

第5節 情報発信（第21条—第23条）

第6節 有害環境の排除（第24条・第25条）

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則（第26条—第34条）

第2節 犯罪少年事件の捜査（第35条—第42条）

第3節 触法調査（第43条—第55条）

第4節 ぐ犯調査（第56条—第63条）

第5節 不良行為少年の補導（第64条・第65条）

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動（第66条—第68条）

第2節 福祉犯に係る活動（第69条・第70条）

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動（第71条—第73条の2）

第5章 記録（第74条—第79条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この要綱は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）その他の法令（地方公共団体の条例等を含む。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（一部改正〔令和4年本部訓令14号〕）

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）少年 少年法第2条第1項に規定する少年をいう。

（2）特定少年 少年法第62条第1項に規定する特定少年をいう。

- (3) 犯罪少年 少年法第3条第1項第1号に規定する少年をいう。
- (4) 触法少年 少年法第3条第1項第2号に規定する少年をいう。
- (5) ぐ犯少年 少年法第3条第1項第3号に規定する少年（特定少年に該当する場合を除く。）をいう。
- (6) 非行少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- (7) 不良行為少年 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為（以下「不良行為」という。）をしている少年をいう。
- (8) 被害少年 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。
- (9) 要保護少年 児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年又は児童虐待を受けたと思われる児童に該当する場合を除く。）をいう。
- (10) 児童虐待を受けたと思われる児童 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童をいう。
- (11) 低年齢少年 14歳未満の者をいう。
- (12) 保護者 少年法第2条第2項に規定する者をいう。

（一部改正〔令和4年本部訓令14号〕）

（少年補導職員）

- 第3条 少年警察部門（生活安全部人身安全少年課（以下「人身安全少年課」という。）及び警察署少年警察部門をいう。以下同じ。）に、活動規則第2条第13号に規定する少年補導職員として、少年補導専門官及び所要の職員（警察官を除く。）を置くものとする。
- 2 少年補導専門官の運用については、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

（一部改正〔平成29年本部訓令15号・令和2年6号・4年14号〕）

（少年相談専門職員）

- 第4条 少年警察部門に、複雑な少年相談事案の処理、少年相談を担当する職員に対する指導、助言その他少年相談に関する専門的知識を必要とする業務に従事させるため、少年相談専門職員を置くことができるものとする。
- 2 少年相談専門職員は、少年補導職員であって心理学、教育学、社会学その他の少年相談に関する専門的知識を有する者のうちから、本部長が命ずる。

（少年サポートセンター）

第5条 山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）第39条に規定する少年サポートセンターに、少年補導職員並びに少年警察活動に必要な知識及び技能を有する警察官を配置し、少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）、継続補導（活動規則第8条第2項（同規則第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。）、被害少年に対する継続的な支援その他の専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動を行わせるものとする。

2 少年サポートセンターの運営については、本部長が別に定める。

（関係機関、ボランティア等との連携）

第6条 少年警察活動は、学校、家庭裁判所、児童相談所その他の少年の健全な育成に係る業務を行う機関又は少年の健全な育成のための活動を行うボランティア若しくは団体との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令15号〕）

第2節 幹部の職務

（本部長等の職務）

第7条 本部長及び警察署長（以下「署長」という。）は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるものとする。

2 本部長及び署長は、少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連携を保たせるとともに、警察と関係機関、団体、ボランティア等との連絡協調の促進強化を図るものとする。

（所属長の職務）

第8条 所属長は、所属職員が行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項について自ら行うものとする。ただし、本部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長が定めたものについては、この限りでない。

（1）捜査主任官又は調査主任官を指名すること。

（2）少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の可否及び方法を決定すること。

（3）強制措置及びその解除の可否を決定すること。

（4）関係機関への送致（送付を含む。以下同じ。）又は通告その他の措置を決定するこ

と。

- (5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (6) 継続補導の要否を決定すること。
- (7) その他所属長が特に必要と認めること。

(一部改正〔令和2年本部訓令8号〕)

(警察署の各級幹部の職務)

第9条 警察署(警察本部の職員が少年警察活動を行う場合にあつては、当該職員の属する所属)の少年警察活動について責任のある各級幹部は、所属職員を指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項を指揮するものとする。ただし、本部長又は署長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長又は署長が定めるものについては、この限りでない。

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 前条第2号に掲げる呼出し並びに面接の要否、時期、場所及び方法を指示すること。

(少年事件指導官)

第10条 人身安全少年課に、少年事件を担当する指導官(以下「少年事件指導官」という。)を置くものとする。

- 2 少年事件指導官は、少年事件の捜査又は調査、少年の心理、少年審判の手續等に精通した警部以上の警察官の中から、本部長が指定する。
- 3 少年事件指導官は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 犯罪少年事件(犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。)のうち要指導事件(公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。次号において同じ。)であるもの及び触法少年事件(触法少年に係る事件をいう。以下同じ。)のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであつて、少年警察部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、少年の特性に配慮しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査要領その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 犯罪少年事件のうち要指導事件であるもの及び本部長が指揮する事件又は触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであつて、少

年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、当該事件主管課又は事件主管部内の指導官等と密接な連絡を取り、当該指導官等により前号と同様の指導及び助言が的確に行われるようにすること。

- (3) 次条に定める少年事件選別主任者（人身安全少年課に置くものを除く。）及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

（一部改正〔令和2年本部訓令6号・4年14号〕）

（少年事件選別主任者）

第11条 少年事件の適正な措置と少年処遇の適正化を図るため、人身安全少年課及び警察署に少年事件選別主任者を置く。

- 2 署長は、少年事件選別主任者を補助させるため、少年が関係する事件を捜査又は調査する係の幹部を少年事件選別補助者に指定するものとする。
- 3 少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者の指定等については、この要綱によるほか、本部長が定めるところによる。
- 4 所属長は、第8条第1号から第5号までに掲げる事項について自ら行う場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

（一部改正〔平成26年本部訓令14号・令和2年6号・4年14号〕）

第3節 早期発見及び報告

（早期発見及び報告）

第12条 警察職員は、活動規則第6条に規定する活動により、非行少年、不良行為少年、児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童又は被害少年（別に定めるところにより継続的な支援が必要と認められる被害少年に限る。以下この条において同じ。）を発見した場合について、次に掲げる事項を所属長に報告するものとする。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (3) 保護者の氏名、住居、職業及び少年との続柄

(4) 事案を発見した経緯及び事案の概要

(5) 発見者の執った措置

(6) その他必要と認められる事項

2 警察本部の所属長（生活安全部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）を除く。）が前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を人身安全少年課長に速やかに連絡するものとする。

3 前2項の規定による報告及び連絡は、犯罪少年については捜査報告書等捜査書類により、触法少年、ぐ犯少年、要保護少年及び被害少年については少年事案発見報告書（別記様式第1号）又は調査報告書により、不良行為少年は第64条の規定により、児童虐待を受けたと思われる児童については別に定める様式によりするものとする。

（一部改正〔平成27年本部訓令20号・令和2年6号・8号・4年14号〕）

第2章 一般的活動

第1節 街頭活動

（街頭補導の効果的実施）

第13条 街頭補導は、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、班を編成して行う等効果的に実施するものとする。

2 街頭補導を効果的に実施するため、必要に応じ、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者と協力して行うように配慮するものとする。この場合においては、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言、指導等について警察職員が行うかボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果があげられるようにするものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令14号〕）

（街頭補導実施上の留意事項）

第14条 街頭補導に当たっては、警察手帳その他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにするものとする。

2 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合においては、人目に付かないように配慮するものとする。

3 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得るものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

第2節 少年相談

(少年相談の取扱い)

第15条 少年相談を受けたときは、その内容に応じて適切な処理を行うものとする。

- 2 少年相談を引き継ぐときは、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。
- 3 この訓令に定めるもののほか、少年相談の処理に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成25年本部訓令9号・令和2年8号・4年14号〕)

(少年相談実施上の留意事項)

第16条 少年相談は、原則として、少年警察部門の職員が配置された施設内において行うものとする。ただし、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に向いて行くことを考慮するものとする。

- 2 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該相談を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐなど、相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

第3節 継続補導

(継続補導の対象)

第17条 次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

- (1) 少年相談に係る少年
 - (2) 触法少年であって少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
 - (3) 14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
 - (4) 不良行為少年
- 2 特定少年に対する前項の規定の適用については、同項中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

(一部改正〔平成28年本部訓令19号・令和4年14号〕)

(継続補導の取扱い)

第18条 署長は、警察署において取り扱った少年相談に係る少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、人身安全少年課長に連絡するものとする。

- 2 人身安全少年課長は、前項の連絡を受けたときは、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、人身安全少年課長が継続補導に係る少年の居住地と少年サポートセンターの所在地の距離その他の事情を勘案して、継続補導を当該警察署において実施させることが適切であると認めたときは、署長に対し、当該警察署の少年警察部門において継続補導を実施するよう依頼するものとする。
- 4 人身安全少年課長は、少年サポートセンターにおいて取り扱った少年相談に係る少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。ただし、当該少年の居住地を管轄する警察署（以下「居住地警察署」という。）その他の警察署において継続補導を実施させることが適切であると認めたときは、当該警察署の署長に継続補導の実施を引き継ぐことができる。
- 5 前2項の規定により、警察署の警察職員が継続補導を実施する場合には、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。
- 6 継続補導を行う場合には、継続補導簿（別記様式第3号）を作成するほか、指導等を実施した場合には、その都度、補導・支援実施簿（別記様式第4号）を作成するものとする。

(一部改正〔令和2年本部訓令6号〕)

(学校関係者等との協力)

第19条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

- 2 特定少年に対する前項の規定の適用については、同項中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

第4節 少年の社会参加活動等

(実施上の留意事項)

第20条 少年の社会参加活動等（活動規則第9条に定める少年の規範意識の向上等に資す

る活動をいう。)の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) 前各号に掲げるもののほか少年警察活動に関する知見及び警察職員の能力

第5節 情報発信

(情報発信)

第21条 情報発信は、学校警察連絡協議会を始めとする関係機関と開催する協議会の場を活用して具体的な意見交換を行い、又は学校等の関係機関において開催する講習会等に積極的に協力し、警察における取組状況を説明することに努めるものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(基礎資料の整備活用)

第22条 少年警察活動においては、情報発信の前提として、また、少年の非行の防止と保護を図るため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第23条 少年警察部門においては、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合において、必要に応じて、学校その他の関係機関、PTA、ボランティア等との協力の下に行うものとする。

第6節 有害環境の排除

(有害環境の排除)

第24条 本部長及び署長は、少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、がん具、広告物、営業その他の環境(以下「有害環境」という。)があることを知った場合においては、法令の特別の定めによるもののほか、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置をとるよう連絡するなど少年に有害な影響の排除のため適切な措置をとるものとする。

(民間の自主的活動に対する配慮)

第25条 本部長及び署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動、酒類販売業者

等の事業者による顧客の年齢確認その他の民間における有害環境の少年に対する影響を排除するための自主的な活動に関し、その求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則

(少年事件の捜査及び調査の担当部門)

第26条 本部長及び署長は、次の各号の一に該当する事件に係る犯罪少年事件の捜査、触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年に係る事件（以下「ぐ犯少年事件」という。）の調査（以下「ぐ犯調査」という。）について、少年警察部門以外の部門に担当させることができる。

- (1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
- (2) 事件の内容が複雑かつ重要であり、他の部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
- (3) 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (4) 自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (5) 本部長が別に定める事件
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に担当させることが適切であると認める事件

2 前項の規定により、非行少年に係る事件の捜査又は調査を少年警察部門以外の部門に属する警察官に行わせる場合においても、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう、少年事件選別主任者に対し、捜査又は調査の経過について常に把握させるとともに、必要があると認めるときは、少年の取調べを少年警察部門の警察官に行わせることについても配慮させるほか、捜査又は調査を行う警察官に対する指導教養、助言その他の必要な支援を行わせるものとする。

(一部改正〔平成26年本部訓令14号・令和4年14号〕)

(捜査又は調査に伴う措置)

第27条 非行少年については、当該少年に係る事件の捜査・調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(年齢の確認)

第28条 非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

(明らかにすべき事項)

第29条 非行少年に係る事件について捜査又は調査を行うに当たっては、おおむね次に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の動機及び原因
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行防止及び立直りに協力することができると認められるボランティアの有無

(関係機関との連携)

第30条 犯罪少年事件の捜査を行うに当たっては必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

2 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(捜査又は調査上の留意事項)

第31条 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を執るべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観に捕らわれず、根拠に基づかない推測を排除し、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、捜査又は調査は、迅速に行うこと。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(報道機関等に発表する際の留意事項)

第32条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

2 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等当該少年を推知させる事項及び当該少年の写真を新聞その他の報道機関等に発表し、又は提供してはならない。ただし、特定少年のときに犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りでない。

3 特定少年のときに犯した罪についての事件広報に当たっては、当該少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮をしなければならない。

4 触法少年事件については、その性質上、報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとし、発表する場合においては、第2項本文の規定を準用する。

（一部改正〔令和4年本部訓令14号〕）

（措置の選別及び処遇意見の決定）

第33条 非行少年については、次に掲げる事項についての的確に選別するものとする。

（1）関係機関への送致又は通告の措置の要否

（2）送致の措置を執る場合の通常の送致又は簡易送致（規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。）の別

（3）送致又は通告の措置を行う場合の当該送致又は通告先の機関

2 非行少年に係る事件について関係機関への送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置をとる場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

（1）事案の態様

（2）非行の原因及び動機

（3）当該少年の再非行のおそれ

（4）当該少年の保護者の実情、非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体、ボランティア等の意見等

4 第1項第2号の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

5 措置の選別及び処遇上の意見を決定する場合は、少年事件選別検討表(別記様式第5号)により少年事件選別主任者の意見を聴くものとし、少年事件選別主任者は第3項各号に掲げる事項を勘案の上、措置の選別及び処遇上の意見の決定に関して意見を述べるものとする。ただし、交通法令違反又は自動車運転死傷処罰法に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

(一部改正〔平成26年本部訓令14号・令和4年14号〕)

(送致又は通告に関する留意事項)

第34条 非行少年に係る事件を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるように、送致又は通告先の機関に対してその旨を連絡するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

第2節 犯罪少年事件の捜査

(犯罪少年事件の捜査の基本)

第35条 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。

2 捜査に当たっては、少年の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにするとともに、取調べの言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第36条 捜査のため、少年の被疑者(以下この条(第4項を除く。)、次条(第3項を除く。)、第38条、第39条及び第42条において「少年」という。)、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状(規範別記様式第7号)の送付その他の適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を確実に伝達しなければならない。

2 捜査のために少年(特定少年の被疑者を含む。以下この条、次条、第39条及び第40条において同じ。)を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当

該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認めるときは、この限りでない。

- 3 捜査のために少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。
 - (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り、避けること。
 - (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り、避けること。
 - (3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り、避けること。
 - (4) 警察施設に呼び出すことが、不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
 - (5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。
- 4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- 5 捜査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(取調べ上の留意事項)

第37条 前条第2項の規定は、少年の取調べを行う場合に準用する。この場合において、同項中「呼び出す」とあるのは「取調べを行う」と読み替えるものとする。

- 2 少年の取調べを行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (2) 取調べの時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べの時間が長時間にわたらないようにすること。
 - (3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせるこ
と。
 - (4) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (5) 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押えつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、

その立直りに資するように努めること。

(6) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(強制措置等の制限)

第38条 少年については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合には、おおむね次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。

(2) 留置する場合には、少年法第49条第1項及び第3項の規定に基づき、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、特定少年の被疑事件の被疑者については、同法第67条第2項の規定に留意すること。

(3) 留置したときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。

(4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配慮し、当該少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(指紋の採取等)

第39条 身柄の拘束を受けていない少年の指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影は、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、当該少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するものとする。

2 少年の指紋等採取及び写真の撮影については、この要綱によるほか、本部長が別に定める。

(親告罪等に関する措置)

第40条 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であつても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年に係る事件として関係機関へ送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。

2 前項の場合においては、みだりに被害者等呼び出すなど被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるものとする。当該少年に係る事件を送致する場合には、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。

3 少年が、親族であるため刑の免除される罪又は請求を待つて論ずる罪を犯した場合の措置についても、前2項の例によるものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第41条 犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、受領書(別記様式第6号)の提出を受け、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(余罪の捜査)

第42条 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮するものとする。また、余罪の捜査は、迅速かつ的確に行わなければならない。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

第3節 触法調査

(触法調査を行うことができる警察職員)

第43条 本部長は、少年補導職員のうちから、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を少年法第6条の2第3項に規定する警察職員として指定する。

- (1) 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性
- (2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性
- (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

2 前項に規定する警察職員（以下「指定少年補導職員」という。）の指定及び指定の効果については、本部長が別に定める。

3 本部長及び署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

（触法調査における調査主任官）

第44条 本部長又は署長は、個々の触法調査について調査主任官を指名するときは、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、活動規則第18条第2項各号に掲げる職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。

2 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

（一部改正〔令和4年本部訓令14号〕）

（付添人の選任等）

第45条 触法少年であると疑うに足りる相当な理由のある者（以下次条、第47条（第2項を除く。）、第49条、第51条第5項、第54条、第55条において「少年」という。）又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関・団体について紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

2 活動規則第19条に定める選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

（一部改正〔令和4年本部訓令14号〕）

（呼出し上の留意事項）

第46条 触法調査のために少年、被害者その他の参考人又は保護者を呼び出す場合は、第36条第2項から第5項の規定に準じて行うものとする。

（質問上の留意事項）

第47条 触法調査のために少年に質問を行う場合は、第37条第2項の規定に準じて行うものとする。

2 触法調査のために被害者その他の参考人として少年と面接する場合は、第37条第3項の規定に準じて行うものとする。

（犯罪の疑いがある場合の措置）

第48条 犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制の措置等)

第49条 触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないよう配慮するものとする。

(還付公告等)

第50条 少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条に規定する押収物の還付に関する公告は、押収物品等公告(別記様式第7号)により行うものとする。

2 公告をしたときから6か月以内に還付の請求がなく、その物が、県に帰属した場合においては、押収物品等帰属調書(別記様式第8号)を作成しておかなければならない。

3 本部長又は署長は、前項の期間内において、価値のない物を廃棄し、又は保管に不便な物を公売してその代価を保管する場合においては、規範第113条第1項に定める事項に注意するとともに、廃棄処分書(触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令(平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。)別記様式第42号)又は換価処分書(様式を定める訓令別記様式第43号)を作成しておかなければならない。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第51条 逮捕した少年の行為が14歳未満のときのものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

2 前項の規定により、釈放する場合においては、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、捜査報告書等により釈放の理由を明らかにしておくものとする。この場合においては、逮捕手続書に、既に釈放した旨を記載するものとする。

3 捜査としての捜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。

4 前項の規定により還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置するものとする。

5 少年と共犯関係にある20歳以上の被疑者又は犯罪少年がいる場合は、当該少年が所持する物件を共犯被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

6 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕、捜索、差押等の令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(児童相談所への送致)

第52条 触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、活動規則第22条(同条第1項第2号を除く。)、第23条及び第24条の定めるところにより行うものとする。

(児童相談所への通告)

第53条 触法調査の過程において、当該少年が要保護児童であり、直ちに児童相談所に通告する必要があると認められた場合は、児童通告書(様式を定める訓令別記様式第37号)により通告するほか、調査概要結果通知書(少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号)別記様式)により通知するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該書面の記載事項を連絡することをもって通告し、その内容を記載した児童通告通知書(様式を定める訓令別記様式第37条の2)を作成し、事後に送付するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(少年の一時保護に係る留意事項)

第54条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 留置場以外の保護にふさわしい部屋を使用すること。
- (2) 鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広がるよう配慮すること。
- (3) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走することがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないよう注意すること。
- (4) 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第55条 触法調査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと思
められる物件を少年が所持していることを発見したときは、第41条の規定に準じて措置
するものとする。

第4節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

第56条 本部長は、指定少年補導職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該職員に対し、ぐ犯
調査に係る職務の遂行に必要な教養をあらかじめ行うものとする。

(ぐ犯調査における調査主任官)

第56条の2 本部長又は署長は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、
関係機関との連絡調整その他適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせる
ため、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。

2 調査主任官は、事件の調査の状況を詳細に把握するとともに、少年の特性に対する深い
理解をもって、職務に当たるものとする。

3 第44条第2項の規定は、ぐ犯調査の調査主任官が交代する場合について準用する。

(追加〔令和4年本部訓令14号〕)

(呼出し・質問上の留意事項)

第57条 ぐ犯調査のため、呼び出し、質問に当たっては活動規則第31条の規定によるほか、
次に掲げる事項に配慮するものとする。

2 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の心情を理解するとともに、呼出し
を行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するも
のとする。

3 少年を呼び出すに当たっては、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に
応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

(ぐ犯少年の送致又は通告)

第58条 ぐ犯調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童通
告書により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいと
まがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付す
るものとする。

2 ぐ犯調査の結果、ぐ犯少年を送致し、又は通告するときは、活動規則第33条の規定に
よるほか、必要に応じて調査報告書、当該少年若しくは関係者の申述書を作成し、又は答
申書その他必要な書類を徴するものとする。

(一部改正〔平成26年本部訓令14号・令和4年14号〕)

(ぐ犯少年についての緊急措置)

第59条 ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあつて、その補導上必要があると認められる場合は、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2 ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第54条に掲げる事項に留意するものとする。

(少年の一時保護に係る留意事項)

第60条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合においては、第54条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(審判に必要な物件の措置)

第61条 ぐ犯少年が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、その同意を得た上で、一時これを預かるものとする。この場合においては、預り書(別記様式第10号)を作成するほか、保護者の申述書を作成するなど物件を預かったてん末を明らかにするものとする。

2 ぐ犯少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で事案処理のため特に必要とするときは、所有者の協力を得て任意差出書(別記様式第11号)を作成するほか、保護者の申述書を作成するなど物件を預かったてん末を明らかにする措置を講ずる。

3 前2項に規定する物件が家庭裁判所の審判に必要でないことが明らかになった場合において、被害者その他の権利者が判明している場合は、当該権利者に返還し、受領書の提出を受けるものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第62条 ぐ犯調査に当たって、非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件をぐ犯少年が所持していることを発見したときは、第41条の規定に準じて措置するものとする。

(指導教養)

第63条 本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導を定期的に行うものとする。

第5節 不良行為少年の補導

(少年補導票の作成及び報告)

第64条 不良行為少年を発見した場合において、活動規則第14条第1項の規定により保護者へ連絡を行うときは、少年補導票（別記様式第12号）を作成し、所属長に報告するものとする。

2 警察本部の所属長（人身安全少年課長を除く。）が前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を人身安全少年課長及び不良行為少年を発見した場所を管轄する署長に速やかに連絡するものとする。

3 少年補導票の保管その他の細目については、本部長が別に定める。

(一部改正〔平成29年本部訓令15号・令和2年6号〕)

(不良行為少年に対する継続補導)

第65条 不良行為少年に対して継続補導を実施する場合には、前章第3節の定めるところにより実施するほか、少年に対する言葉遣い等に配慮するものとする。

(一部改正〔平成26年本部訓令14号〕)

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第66条 被害少年については、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行う等必要な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(被害少年に対する継続的な支援)

第67条 被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、保護者の同意を得た上で、被害者支援カウンセラー、被害者カウンセリングアドバイザーその他臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

2 継続的な支援を行う場合には、継続的支援簿（別記様式第13号）を作成するほか、カウンセリングの実施等支援を実施した場合には、その都度、補導・支援実施簿を作成するものとする。

3 第19条の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

4 この訓令に定めるもののほか、被害少年に対する継続的な支援の実施に関し必要な事項

は、別に定める。

- 5 特定少年に対する第1項の規定の適用については、同項中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

(一部改正〔令和2年本部訓令8号・4年14号〕)

(発表上の留意事項)

第68条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第69条 本部長及び署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査する福祉犯事件が、少年警察部門に属する警察官による捜査・調査と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるように配慮するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(福祉犯の被害少年の保護等)

第70条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査や各種支援を行う場合のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。

- 2 本部長又は署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組みを促し、又は地域住民に対する広報啓発を行う等必要な措置をとるものとする。

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動

(要保護少年の通告等)

第71条 18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

- 2 前項の通告を行わない要保護少年についても、その保護者等に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(要保護少年の一時保護)

第72条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年を一時保護する場合には、第54条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童の通告等)

第73条 児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に重大な影響を与えるものであることから、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

3 児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令14号〕)

(関係機関との連携)

第73条の2 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

(追加〔令和4年本部訓令14号〕)

第5章 記録

(少年事件処理簿)

第74条 少年警察部門に、少年事件処理簿（様式を定める訓令別記様式第44号）を備え、個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件につき、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件処理の経過を記載するものとする。この場合においては特に第8条第1号から第5号まで掲げる事項を明らかにしておくものとする。

(少年事案処理簿)

第75条 少年警察部門に、少年事案処理簿（別記様式第14号）を備え、児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童並びに継続的な支援が必要と認められる被害少年ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合においては特に第8条第6号及び第7号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2 少年事案処理簿の保管その他の細目については、本部長が別に定める。

(一部改正〔令和2年本部訓令8号・4年14号〕)

(呼出簿)

第76条 少年警察部門に、呼出簿(様式を定める訓令別記様式第40号)を備え、第46条及び第57条の定めるところにより触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(令状請求簿)

第77条 少年警察部門に、令状請求簿(様式を定める訓令別記様式第45号)を備え、令状を請求したときは、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

(少年カード)

第78条 捜査又は調査を行った非行少年(交通法令違反に係る非行少年及び自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に係る非行少年を除く。)及び特に必要があると認められる少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード(別記様式第15号)を作成するものとし、居住地警察署において保管するものとする。

- 2 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は、少年カードの原本を居住地警察署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。
- 3 前項の場合において、居住地警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、警視庁又は警察本部(北海道の方面本部を含む。)を通じて送付するものとする。
- 4 少年カードの保管その他の細目については、本部長が別に定める。

(一部改正〔平成26年本部訓令14号・令和4年14号〕)

(申述書)

第79条 犯罪少年に係る事件を通常送致する場合の保護者供述調書は、少年補導専門官が録取した申述書(別記様式第16号)によることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月4日本部訓令第9号)

この訓令は、平成25年4月15日から施行する。

附 則(平成26年6月3日本部訓令第14号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成27年7月30日本部訓令第18号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年10月14日本部訓令第20号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年10月19日本部訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成29年4月3日本部訓令第6号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成29年12月19日本部訓令第15号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日本部訓令第16号）

この訓令は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（令和元年6月28日本部訓令第9号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日本部訓令第6号）

この訓令は、本日から施行する。

附 則（令和2年6月23日本部訓令第8号）

この訓令は、本日から施行する。

附 則（令和4年7月4日本部訓令第14号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別記様式第1号

年 月 日

殿

官職氏名

少年事案発見報告書

事案種別	・触法 ・ぐ犯 ・要保護 ・被害			
少年	住居	電話() 局 番		
	職業	学校名・学年		
	フリガナ氏名	年 月 日生(歳)		
保護者	住居	電話() 局 番		
	職業	続柄		
	フリガナ氏名	年 月 日生(歳)		
発見日時	年 月 日 午前・午後 時 分			
発見場所	市・町・村 町・大字			
発見の経緯				
事案の概要				
発見者の とった措置				
※学校連絡	要(月 日 時 連絡者) ・否			
引渡し等の 措置	年 月 日 時 分 に引き渡した。			
	※保護者の監護能力 ・有 ・無 (判断事由)			
参考事項				

注 ※印欄は生活安全係が記入する

様式第3号

所属長	副署長 次長					

継 続 補 導 簿

少 年	住 居	電話() 局 番				
	学 職	学校名・学年				
	フリガナ 氏 名	年 月 日生(歳)				
保 護 者	住 居	電話() 局 番				
	職 業	続柄				監護能力
	フリガナ 氏 名	(歳)				有 ・ 無
家 族 構 成	続 柄	氏 名	年令	職 業		摘 要
		両親との離別状況		父 歳時 生別 死別	母 歳時 生別 死別	
継続補導 の事由						
開始月日	年 月 日					
終了月日	年 月 日					
担 当 者	所属 官職氏名					

非行・補導歴	非行・補導名	非行・補導月日		処分結果	概要
交友者	氏名	年齢	職業	住居	
家族等の態度					
今後の補導方針					
参考事項					

様式第4号

所属長	副署長 次長					

補導・支援実施簿

担当者	所属 官職氏名					
対象少年						
補導・支援の実施状況	実施日時	年	月	日	午前・午後	時 分から 午前・午後 時 分まで
	実施場所					
	指導・支援等の内容	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----				
措置						

様式第5号

署長		副署長		交通官		事件主事官		選任者		選補助者		事担当者		注 ①該当項目を○で囲む ②決裁に添付すること	
少年事件選別検討表															
事件名							取扱種別	通常逮捕・緊急逮捕・現行犯逮捕・任意							
少年	職業	氏名					男・女	年 月 日生(歳)							
端緒	被害届出・職務質問・街頭補導・少年相談・聞込・告訴・告発・自首・共犯取調・投書・その他()														
罪名	(手口)				被害程度	余罪 件 ・ 金額 円									
評価	1 軽微 2 やや軽微 3 やや悪質 4 悪質 5 極めて悪質 6 重大かつ極めて悪質														
原因 動機	1 単純・偶発的 2 比較的単純・偶発的 3 計画的が認められる 4 計画的 5 計画的・不純・積極的 6 計画的・不純・極めて積極的 7 常習・反復性が認められる				非行の 手 段 方 法	1 単純で悪質性がない 2 比較的単純で悪質性が低い 3 やや複雑で悪質 4 複雑で悪質 5 複雑で極めて悪質 6 共犯者 ・ 少年 名 成人 名 7 凶器を使用している									
性 格 行 状 (交友関 係を含 む)	1 粗暴性が強い 2 盗癖がある 3 放浪癖がある 4 浪費癖が強い 5 虚栄心が強い 6 罪悪感(反省)がない 7 知能度が低い 8 暴力団や非行グループ等と交際がある 9 不純内縁関係の異性がいる 10 薬物乱用の常習である				補導歴 及び 非行歴	1 ない 2 不良行為 (回) 3 警察限り (回) 4 児相通告 (回) 5 児相送致 (回) 6 簡易送致 (回) 7 通常(ぐ犯)送致(2年以内・2年経過) ①児童自立支援施設入所 ②児童養護施設収容 ③審判不開始 ④不処分 ⑤保護観察 ⑥少年院入所 ⑦刑事処分 8 保護観察中 9 その他()									
評 価	1 問題が少ない 2 やや軽度の問題性がある 3 強度の問題性がある 4 著しい障害がある 5 不良性が強い 6 不良性が極めて強い														
家 庭 環 境	1 問題がない 2 やや問題がある() 3 問題がある(欠損家庭・家庭不和・放任・過保護・厳格・その他()) 4 保護能力(ある ・ 乏しい ・ ない)						居 住 環 境	1 問題がない 2 やや問題がある 3 問題がある 4 不明							
学 校 関 係	1 成績(優秀・普通・不良・不明) 2 勉強意欲(ある・ない・不明) 3 教師の補導熱意(ある・ない・不明)				職 場 関 係	1 職場での将来性(ある・ない・不明) 2 勤労意欲(ある・ない・不明) 3 職場での補導熱意(ある・ない・不明)									
取 扱 者 の 意 見	処 遇 内 容	1 保護者等の指導監督によって改善の可能性がある 2 専門的補助員等による継続補導が必要である 3 他に及ぼす不良感化の影響が大きいと認められ、児童福祉法による教育保護が必要である 4 再非行の危険性があり、矯正教育の必要性が認められる 5 再非行の危険性が極めて高く、社会から隔離して矯正教育する必要がある 6 心身に著しい障害があり、再非行の危険性が極めて高いと認められる 7 事犯の重大性・悪質性から刑事処分の必要性が認められる													
	措 置 及 び 意 見	1 警察限り 2 児童相談所(通告・送致) 3 家庭裁判所送致 4 検察官通常送致 1 児童養護施設送致 2 児童自立支援施設送致 3 審判不開始 4 不処分 5 保護観察 6 少年院送致 ①第1種 ②第2種 ③第3種 7 刑事処分相当													
審 査 結 果	措 置 区 分	1 取扱者の意見どおりでよい 2 訂正				処 遇 意 見	1 取扱者の意見どおりでよい 2 訂正								
指 導 事 項	学 校 連 絡 の 要 否	必要あり ・ 必要なし				継 続 補 導 の 要 否	必要あり ・ 必要なし								

様式第6号

受 領 書			
			年 月 日
警察署長			
殿			
住居			
氏名			⑩
下記目録の物件の返還を受け、受け取りました。			
目 録			
番号	品 名	数 量	備 考
			取扱者印

(用紙 日本産業規格A4)

様式第7号

押 収 物 品 等 公 告

少年法(昭和23年法律第168号)第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第499条の規定により、押収物件の還付を受けるべき者の所在が判らないため下記のとおり公告します。

心当たりの人は速やかに当署まで届け出て下さい。

年 月 日

警察署長

記

- 1 事件名及び押収番号
- 2 押収物品の品名及び数量
- 3 公告の初日及び末日の年月日

上記公告をした日から起算して6か月を経過する日までに所有者が引取りをしないときは、当該物品は、県に帰属します。

- 注 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを併せて掲示すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
3 必要により、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴をも公告するものとする。

様式第8号

押 収 物 品 等 帰 属 調 書

番号	事件名	押収 番号	帰 属 年 月 日	現 金	物 品		備 考
					品 名	数 量	
				円		点	

注 用紙の大きさは日本産業規格A4縦長とする。

様式第10号

預　　り　　書			
			年　月　日
警察署長			
殿			
		警察署	
		官　職	氏　名
⑩			
少年の住居			
氏名			
年　月　日生(　歳)			
上記の少年のご犯事件に関し、本職は、年　月　日			
において、少年が所持する下記目録の物件を一時預かった。			
目　　録			
番号	品　名	数　量	備　考

(用紙 日本産業規格A4)

様式第11号

任 意 差 出 書				
年 月 日				
警察署長				
殿				
住 居				
(電話)				
職 業				
学校・学年				
氏 名				
印				
(歳)				
下記の物件を任意に差し出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。				
差 出 物 件				
番号	品 名	数 量	差出者処分意見	備 考
取扱者印				

(用紙 日本産業規格A4)

少年補導票

(注1) ※印の欄は少年警察部門において記入し、その他の欄は補導に当たった警察職員が記入すること。
 (注2) ※印欄は少年カードの索引番号記載要領により記入すること。

※索引番号		年 月 日	※作成所属	※保管者		作成所属												
フリガナ				生年月日	年 月 日 (歳)	所屬 所屬長												
氏名				性別														
住所				学年	(電話)													
学校又は勤務先				学年	(電話)	副署長・次長												
氏名				主たる行為														
住所				行為種別	従たる行為1 従たる行為2 従たる行為3													
保護者				(電話)														
年齢				少年との続柄														
発見日時	年 月 日 (曜日) 時 分			発見場所														
行為種別 主たる行為は◎ 従たる行為は○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	飲酒	喫煙	薬物乱用	租界行為	刃物等所持	不正物品所持	金持ち出し	性的な行為	暴走行為	家出	無断外出	深夜徘徊	他の飲食店・ホテル	風俗営業	遊技場	風俗営業	カボック	その他
行為場所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	自宅	友人・知人宅	繁華街	自動車内	その他	学校	公園・社寺	遊園地・スケート場	映画館・劇場	公園	駅構内	列車送迎場	デパート・バス停	コンビニエンスストア	深夜飲食店	喫茶店	他の飲食店	ホテル
グループ関係	補導人員			1 単独	2 2~5人未満	3 5~10人未満	4 10人以上											
	同時補導少年氏名																	
連絡上の参考事項	グループ加入			1 不参加	2 非行集団(グループ名)	3 不良行為グループ(グループ名)												
作成者	年 月 日			課	係	交番・駐在所												
	階級			氏名														
連絡	連絡区分			1 保護者連絡			2 学校連絡			3 職場連絡								
	※ 審査			要 ・ 否			要 ・ 否											
	※ 連絡月日			月 日 時 分			月 日 時 分											
※ 被連絡者																		
※連絡状況				連絡要否判断者														
			連絡者															

少年が返還し、又は預けた物件			
品名	数量	品名	数量
受領者		立会者	
返還 上記物件の 預け 年 月 日 住所 続柄等 氏名		住所 続柄等 氏名 印 所属 階級 氏名 印	

少年が任意に廃棄した物件			
品名	数量	品名	数量
立会者			
年 月 日 住所 続柄等 氏名 印		年 月 日 所属 階級 氏名 印	

上記以外の措置を講じた物件			
品名	数量	品名	数量
措置の内容		措置者	
		所属 階級 氏名 印	

様式第13号

所属長	副署長 次長					

継 続 的 支 援 簿

被害少年	住居	電話() 局 番				
	職業	学校名・学年				
	フリガナ 氏名	年 月 日生(歳)				
保護者	住居	電話() 局 番				
	職業	続柄				
	フリガナ 氏名	(歳)				
家族構成	続柄	氏名	年令	職業	摘要	
支援事由						
継 続 的 支 援 の 内 容						
開始月日	年 月 日					
終了月日	年 月 日					
終了事由	による					
引継ぎ等	年 月 日 に引継ぎ					
担当者	所属 官職氏名					

少年事案処理簿

種別	要保護・被害・児童虐待	受理	年	月	日	番号	第	号
少年カード	作成(第 号)・作成せず		移送	年 月 日		警察署		
少年	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日 生 (歳)			
	住居	電話()						
	職業学校・学年							
保護者	ふりがな氏名	(歳)	職業					
	住居	電話()						
事案の概要	端緒		種別					
	概要							
一時保護委託	開始日時	年 月 日 午 時 分						
	引渡日時	年 月 日 午 時 分						
措置	年 月 日 児童相談所通告	処遇意見			処分結果年月日			
	警察における補導の措置							
報告者 連絡	課 係 官職 氏名		担当者		課 係 官職 氏名			

様式第14号

(その2)

決 裁				月日	指揮伺・指揮事項	備考
所属長	副署長 次 長					

資料区分													
少年の氏名	異名	生年月日	職務先		名称	所在地	収入						
本籍	住居	出生地	職業関係		勤務先・職種	所在地	在職期間	退職理由					
非行場所	主な家族の氏名		続柄	年齢	職業	住居	財物加害高	円					
家族関係	最終(在学)学校名		年		所在地	家族数	人						
学校関係	怠学	成績	非行・補導前歴		非行等名	補導年月日	補導警察署	措置及び処分結果					
取扱警察署	発生地管轄警察署	検挙警察署	身柄引渡警察署	処遇意見									
罪名	既遂・未遂別		手口	非行時の居住地		性別	非行時の年齢	非行時の学職	学職の特殊形態	国籍等	在留資格等(外国人)	不法滞在期間(外国人)	
補導歴・非行歴	補導歴	回	非行歴	回	うち本票記載犯罪と同一罪種()回	少年が犯した他の犯行(異なる罪種)	刑法犯	特別法犯	非行府県数	被疑者特定の端緒を得た係	被疑者を逮捕した係	事件を主として処理した係	
前回処分	非行年月日時		非行場所	暴力団関係		団地	暴力団	組織順位	身柄措置	本票記載非行の供述状況	団体の名称	暴行	
非行の動機・原因	背景	父親の態度	母親の態度	直接の動機・原因	精神障害等の有無	関係検挙票番号	署	年月日	第号	作成者	署	係氏名	印
家出関係	生活態度		両親の状態	母の不在状況	暴力団との関係の有無	逮捕年月日	年月日時分	逮捕場所	逮捕者	積放年月日	年月日時分	送致年月日・送致先	年月日
送致等の区分	非行集団関係		集団の種別	送致等	勾留(観護)年月日	年月日時分	家裁(検察官)処分	年月日	裁判結果	年月日	作成・照会		

索引													
保護等の状況	緊急同行状執行	着手	年	月	日	時	分	引渡	年	月	日	時	分
	一時保護	着手	年	月	日	時	分	引渡	年	月	日	時	分
く犯行為の概要													

事後措置その他参考事項													
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第16号

申 述 書	
住 居	(電話)
職 業	少年との続柄
氏 名	
	年 月 日生(歳)
上記の者は、	年 月 日
において、	本職に対し、任意次のとおり
申述した。	
【申述書の結びの記載は、次の書式による。】	
以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名	
印した。	
前同日	
	警察署
官職	氏名
	印

山 形 県 警 察

